

指定管理者制度 導入判定基準 チェックシート

【施設名: 丹波市立旧氷上高等小学校校舎】

チェック項目	判定項目	判定の視点	判定		所管課意見
チェック1	市が管理運営すべき施設か？	①公の施設として管理運営すべき施設である。 (公共施設としての必要性がある。)	○	○	貴重な文化財であり、かつ中心市街地活性化や地域づくりなど市民活動の拠点となる施設でもある。 これらの事業・取組について実際に活動を行っている団体等が管理運営を行うことで、より効果的な施設活用と円滑な事業推進が期待できる。
		②公平性や公益性が極めて高い等の理由や本市の施策上の制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
		③法令の制約及び業務の専門性・特殊性から特段制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
チェック2	指定管理者制度の導入により、施設の安定性・継続性が確保できるか？	①同種のサービスを提供している民間事業者等が存在する。	○	○	「誘客」手段の一つとして飲食業務や物販といった商業的・接客事業については、同種サービスのノウハウを持つ民間事業者に管理運営させる方が安定的・継続的にサービスを提供できる。
		②他の自治体において導入している実績がある場合など対象サービスを安定的・継続的に提供できる民間事業者等が存在する。	○		
		③民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	○		
チェック3	指定管理者制度の導入により、費用対効果が確保できるか？	①民間事業者等の有するノウハウの活用や創意工夫によりコスト削減が図れる。	○	○	現施設管理者の収支実績から、過去4年の平均収入は計画額を上回っており、かつ支出額については年々抑制されている。サービスを維持しつつのコスト削減にあたっては、引き続き経験を持つ民間事業者のノウハウを活用していくことが有効である。
		②市が直接管理運営する場合と同等の費用であってもより大きい効果が見込まれる。	○		
		③税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行うことができる。	○		
指定管理者制度導入判定		(委員コメント) 指定管理者制度の導入が適当と認める。	○		(見直し等の場合、時期について記載)